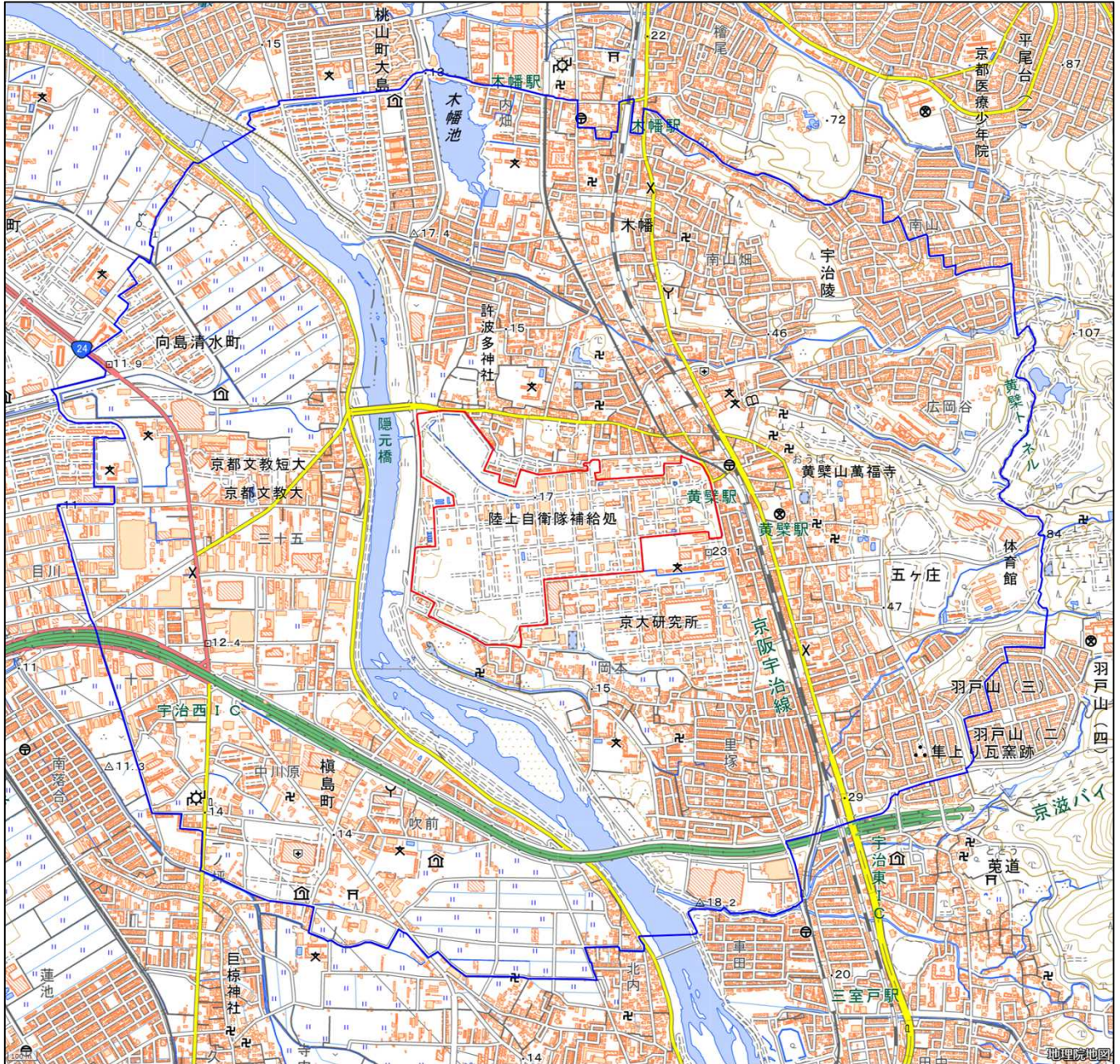


陸上自衛隊宇治駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	京都府宇治市	五ヶ庄官有地
対象防衛関係施設 の区域	京都府宇治市	五ヶ庄尼ヶ塚（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄池ノ浦（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄居場道、五ヶ庄梅林（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄大八木島（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄葛森（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄九ツ池（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄千入寺（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄高車（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄谷前（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄轟（次の図面に示す部分に限る。）及び五ヶ庄野添（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設 周辺地域	京都府京都市 伏見区	向島清水町、向島鷹場町（次の図面に示す部分に限る。）、向島藤ノ木町（次の図面に示す部分に限る。）、向島四ツ谷池（次の図面に示す部分に限る。）、向島渡シ場町、桃山町大島（次の図面に示す部分に限る。）及び桃山南大島町（次の図面に示す部分に限る。）
	京都府宇治市	五ヶ庄尼ヶ塚、五ヶ庄池ノ浦、五ヶ庄一番割、五ヶ庄一里塚、五ヶ庄居場道、五ヶ庄上村、五ヶ庄梅林、五ヶ庄大林、五ヶ庄大八木島、五ヶ庄岡本、五ヶ庄折坂、五ヶ庄柏田、五ヶ庄瓦塚、五ヶ庄北ノ庄、五ヶ庄葛森、五ヶ庄五雲峰（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄九ツ池、五ヶ庄三番割（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄芝ノ東、五ヶ庄新開、五ヶ庄千入寺、五ヶ庄高車、五ヶ庄高峯山（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄谷前、五ヶ庄檀ノ東、五ヶ庄辻本、五ヶ庄寺界道、五ヶ庄轟、五ヶ庄戸ノ内、五ヶ庄西浦、五ヶ庄西川原、五ヶ庄西田、五ヶ庄二番割、五ヶ庄野添、五ヶ庄針木原、五ヶ庄日皆田、五ヶ庄雲雀島、五ヶ庄平野、五ヶ庄広岡谷（次の図面に示す部分に限る。）、五ヶ庄福角、五ヶ庄古川、木幡内畑、木幡大瀬戸（次の図面に示す部分に限る。）、木幡北山畑（次の図面に示す部分に限る。）、木幡熊小路（次の図面に示す部分に限る。）、木幡中村、木幡西浦、木幡西中（次の図面に示す部分に限る。）、木幡南端、木幡南山（次の図面に示す部分に限る。）、木幡南山畑、菟道西隼上り（次の図面に示す部分に限る。）、菟道東隼上り（次の図面に示す部分に限る。）、

	<p>菟道平町（次の図面に示す部分に限る。）、羽戸山一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、榎島町石橋、榎島町一ノ坪（次の図面に示す部分に限る。）、榎島町大川原（次の図面に示す部分に限る。）、榎島町大島（次の図面に示す部分に限る。）、榎島町大幡（次の図面に示す部分に限る。）、榎島町大町（次の図面に示す部分に限る。）、榎島町北内（次の図面に示す部分に限る。）、榎島町郡、榎島町三十五、榎島町清水、榎島町十一（次の図面に示す部分に限る。）、榎島町十八、榎島町十六、榎島町千足、榎島町中川原、榎島町二十四、榎島町幡貫、榎島町吹前、榎島町目川（次の図面に示す部分に限る。）、榎島町本屋敷（次の図面に示す部分に限る。）及び榎島町門口</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

陸上自衛隊宇治駐屯地周辺地域 (京都府宇治市五ヶ庄官有地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

